

V 森林経営計画の施業の実施に関する基準について

1. 施業別実施基準

森林経営計画の施業の実施に関する基準は、市町村森林整備計画において定められている公益的機能別施業森林毎に森林法施行規則において規定されています。

(1) 植栽

- ① 市町村森林整備計画において、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とされている森林については、伐採後2年以内に植栽が計画されていること。
- ② それ以外の森林については、伐採後5年を経過して更新が図られていない場合、市町村森林整備計画に定められている方法により更新が図られるよう造林が計画されていること。

(2) 間伐

- ① 市町村森林整備計画において、「公益的機能別施業森林区域外」及び「公益的機能別施業森林」のうち、施業方法が、伐期の延長を推進すべき森林、長伐期施業を推進すべき森林とされている場合、市町村森林整備計画に定められる間伐の間隔により算出される面積以上が計画されていること。
(算出方法はⅥに記載)
- ② 市町村森林整備計画において、「公益的機能別施業森林」のうち、施業方法が、複層林施業を推進すべき森林、択伐による複層林施業を推進すべき森林に区分されている単層林にあつては、収量比数(Ry)が 0.85 以上の場合、収量比数(Ry)が 0.75 以下となるよう間伐が計画されていること。

(3) 主伐

- ① 市町村森林整備計画において、「択伐複層林施業森林」及び「特定広葉樹施業森林」以外の森林にあつては、伐採を計画している材積が、カメラルタキセ式で補正して得られる材積以下であること。
(算出方法はⅦに記載)
- ② 市町村森林整備計画において、「複層林施業を推進すべき森林」にあつては、伐採率及び伐採後の立木材積が基準の範囲内であること。
上記のほか、「森林経営計画運営要領」において伐区の形状が定められています。

2. 施業別実施基準一覧表

		公益的機能別施業森林区域					
		公益的機能別施業森林区域外	水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止・土壌保全、快適環境形成、保健文化機能維持増進森林			保健文化機能維持増進森林に限る
			伐期の延長を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林	特定広葉樹育成施業を推進すべき森林
植栽	主伐の実施後5年を経過しても更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽 【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林(人工林)→標準的な植栽本数を2年以内に植栽】						
間伐 ※おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採	市町村森林整備計画に定められた間伐の間隔に従った間伐 $\left[\begin{array}{l} \text{標準伐期齢未満: 15年に1回} \\ \text{標準伐期齢以上: 25年に1回} \end{array} \right]$		【単層林である場合】 Ryが0.85以上の森林について、Ryが0.75以下となるよう間伐				
主伐	伐採林齢	標準伐期齢以上	標準伐期齢+10以上	標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢として市町村森林整備計画において定められた林齢以上	標準伐期齢以上		
	伐採の方法	【皆伐を行う場合】 伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと			伐採率30%以下の択伐 【伐採後の造林を人工植栽による場合】 伐採率40%以下の択伐		
		【運用】市町村長が地形・地質等を勘案して伐採面積を縮小する「伐採面積の縮小を行うべき森林」にあつては、市町村長が10haを下限として定める面積を超えないこと					
		【伐採後の造林を人工植栽による場合又は市町村森林整備計画に定めるぼう芽更新が可能な場合の方法以外の方法による場合】 伐採率70%以下の伐採			伐採率70%以下の伐採		
伐採立木材積	伐採材積が年間成長量(カメラルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下						
	【木材生産機能維持増進森林の場合】 伐採材積が年間成長量(カメラルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積の100分の120以下		標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること	【特定広葉樹】 標準伐期齢における立木材積が確保されていること 【それ以外の一般樹種】 年間成長量に5を乗じて得た材積を、特定広葉樹が標準伐期齢に達した時の立木材積の1/2を超える立木材積で補正した材積以上		
		立木材積: 下層木を除いてRy0.75以上 伐採材積: Ry0.65以下となるよう伐採					

3. 複層林施業を推進すべき森林における伐区の形状

市町村森林整備計画において定められている公益的機能別施業森林の施業方法のうち、「複層林施業を推進すべき森林」における伐区の形状は、森林経営計画制度運営要領において定められています。

(1) 複層林施業森林(択伐複層林を除く)

- ① 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木を選定し、又は 40m未満の幅の帯状に選定してする伐採。
- ② 樹群を単位とし、当該伐採によって生ずる無立木地の面積が1ha 未満である伐採。

(2) 択伐複層林

- ① 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木を選定し、又は10m未満の幅の帯状に選定してする伐採。
- ② 樹群を単位とし、当該伐採によって生ずる無立木地の面積が 0.05ha 未満である伐採。

	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林
保残帯の幅	20m以上(ただし、伐採率・維持材積に応じて適切に設定)	
群状伐採	伐区面積:1ha未満	伐区面積:0.05ha未満
帯状伐採	伐採する帯の幅:40m未満	伐採する帯の幅:10m未満

VI 森林経営計画の間伐対象森林について

1. 間伐実施基準

森林経営計画では、スギ、ヒノキ等人工林であって、計画始期においてうっ閉(樹冠疎密度8/10以上)している森林を森林経営計画の間伐対象森林として、間伐の計画量を定めることとされています。

なお、適正な間伐として、現に樹冠疎密度が8/10以上(うっ閉している状態)の森林について、おおむね5年後に樹冠疎密度が8/10以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積35%以内の伐採を適正な基準としています。

(1) 間伐対象森林から除外できる森林

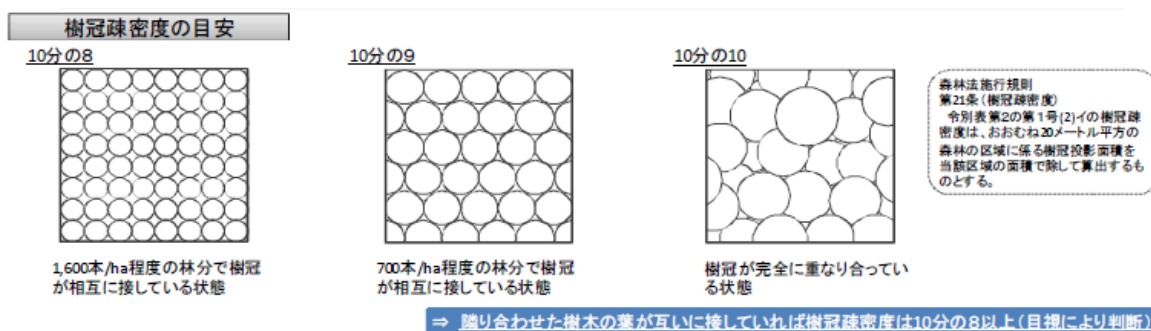
スギ、ヒノキ等人工林で、森林経営計画の計画始期においてうっ閉していない森林及び、次の森林は、対象森林から除外できるとされています。

- ① スギ、ヒノキ等人工林面積が0.3ha未満の森林(※1)
- ② 標準伐期齢未満の森林で計画始期前5年以内に間伐が実施されている森林(※2)
- ③ 標準伐期齢以上の森林で計画始期前10年以内に間伐が実施されている森林(※2)
- ④ 初回間伐の対象齢級未満の森林(※2)
- ⑤ 標準伐期齢の2倍を超える森林(※2)
- ⑥ 本数調整が終了した老齢な森林
- ⑦ 気象害や生育不良により、林冠が閉鎖していない森林

※1 著しく小さい面積であり、単独での施業実施が非効率であることから、対象から除外できます。(ただし、間伐を実施する場合は、計画に含める必要があります。)

※2 除外できる森林であっても、樹冠疎密度が8/10以上の場合は計画的間伐対象森林に含めることができます。

なお、樹冠疎密度は次の図を目安に、森林経営計画の作成者が目視により判断することになります。



(2) 対象年齢の範囲

① 上限：標準伐期齢の2倍以下

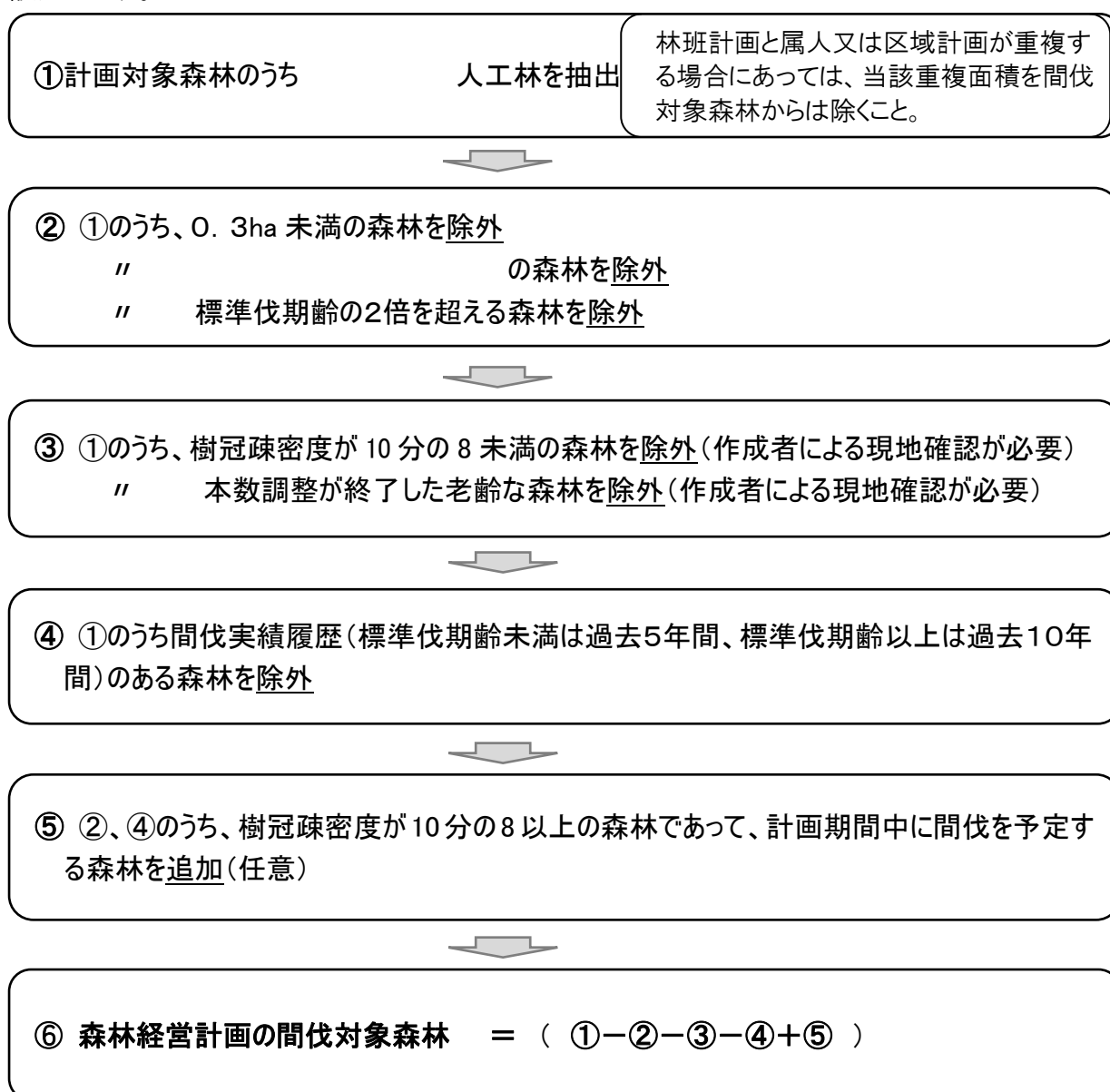
② 下限：初回間伐の対象年齢以上

※ 本数調整が終了した森林は除外することができます。

※ ①, ②以外であっても、樹冠疎密度が8/10以上の場合は間伐対象森林に含めることができます。

(3) 森林経営計画の間伐対象森林の設定

間伐の実施基準の対象となる間伐対象森林は、上記(1)～(2)を踏まえ以下の手順により設定します。



(4) 間伐対象森林設定に当たっての留意事項

- ① 森林経営計画に規定される間伐とは、市町村森林整備計画に定められている間伐であり、造林補助事業に係る間伐とは異なるため注意が必要です。

造林補助事業との関係

〔・保育間伐⇒間伐として計上
・更新伐⇒主伐として計上〕

- ② 森林経営計画に規定される間伐計画量は、5カ年間の合計の実績として達成すればよく、標準伐期齢未満・以上毎や、樹種毎、年度毎にそれぞれ達成する必要はありません。

- ③ 共同により林班計画(又は区域計画)を作成する場合、計画全体で間伐面積の基準に適合していればよく、個々の計画作成者毎に適合する必要はありません。

- ④ 属人計画(又は区域計画)作成者と共同で林班計画を作成する場合、間伐の基準は属人計画(又は区域計画)対象森林を除いた森林について規律されるため、属人計画(又は区域計画)対象森林を除いた森林の間伐面積を算出すること及び基準の達成が必要となります。

※属人計画(又は区域計画)作成者は、林班計画に参加する場合であっても、属人計画(又は区域計画)全体で間伐の基準を達成すれば良いこととされています。

2. 森林経営計画の間伐量の算出



(1) 実施すべき間伐面積の算出

間伐面積の下限の基準の考え方

	標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
市町村森林整備計画において定める平均的な間伐の実施時期の間隔	(例えば) 10年に1回 ↓	(例えば) 15年に1回 ↓
計画期間(5年間)に必要な間伐面積の割合	5年間 × $\frac{1}{10} = \frac{1}{2}$ (計画期間) (間隔)	5年間 × $\frac{1}{15} = \frac{1}{3}$ (計画期間) (間隔)
間伐面積の下限	計画的間伐対象森林のうち標準伐期齢未満の森林面積※ × $\frac{1}{2}$	計画的間伐対象森林のうち標準伐期齢以上の森林面積※ × $\frac{1}{3}$

※一定期間内に間伐が実施された施業履歴のある森林の面積を除く。

「平均的な間伐の実施時期の間隔」は市町村森林整備計画で定めることとしており、間伐面積の下限の基準は地域の実情に応じたものとなっています。

(2) 実施すべき間伐面積の補正

・計画期間の途中で計画対象森林を追加する場合は、森林を追加する時点の計画期間の残期間を考慮して、次の式により、間伐の下限面積を補正します。

【5力年間で実施すべき間伐面積(下限)の補正式】

$$K + k \times t / 5$$

K; 計画対象森林を追加する前の間伐の下限面積

k; 追加する計画対象森林に相当する間伐の下限面積

t ; 計画対象森林を追加する日を含む年を含めた計画期間の残年数

・なお、計画期間が異なる複数の森林経営計画を統合する場合は、計画の終期が最も遅い計画(B計画を変更)を基に、他の計画の対象森林を取り込み一つの計画に統合することにし、この場合については、間伐面積(下限)の補正は行いません。

(A計画)

1	2	3	4	5		
---	---	---	---	---	--	--

+

(B計画)

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

↓

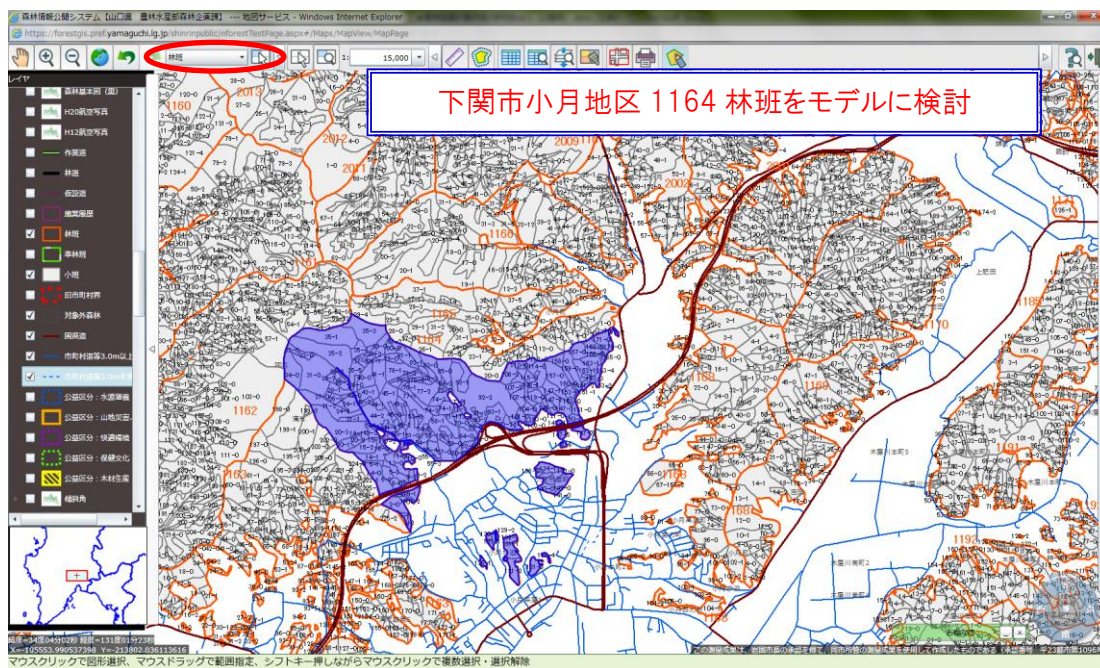
(統合計画)

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

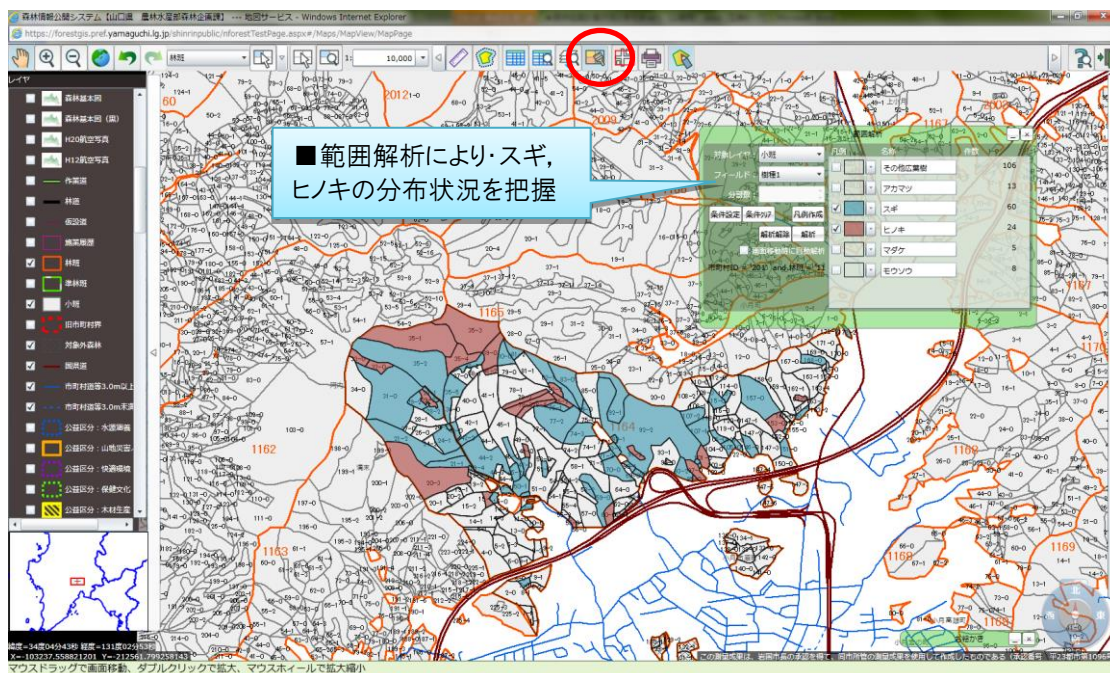
(3) 間伐計画量の簡単な試算方法

「やまぐち森林情報公開システム」を活用すると、間伐計画量の試算ができます。

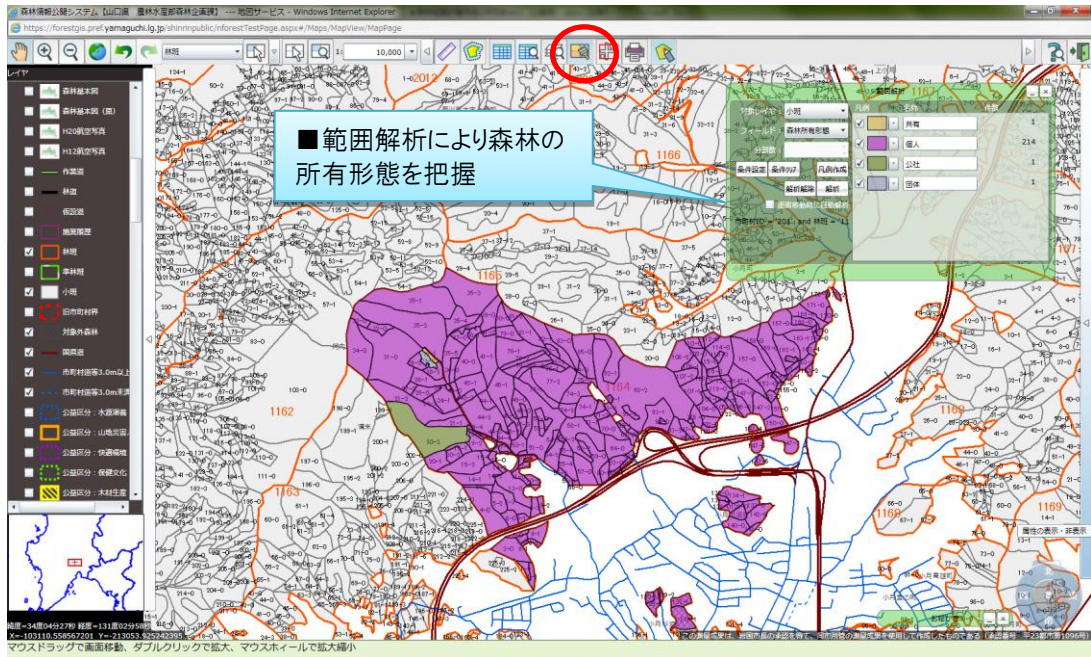
① 対象森林を設定



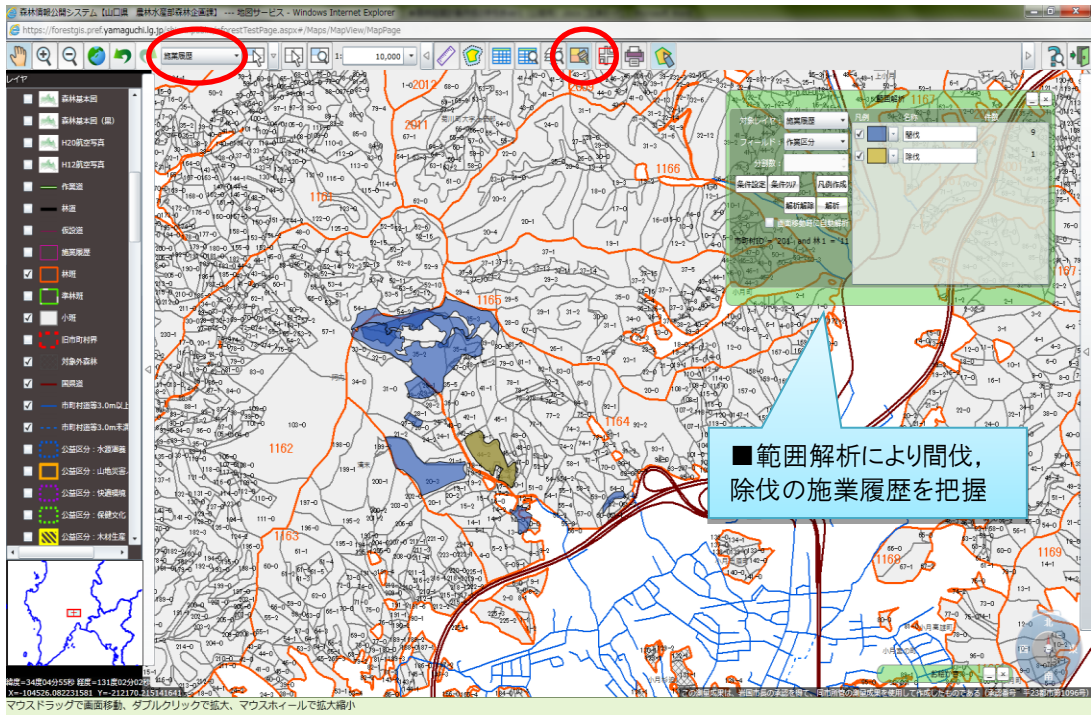
② スギ, ヒノキ人工林を把握



③ 森林の所有形態を把握



④ 間伐(除伐)の施業履歴を把握



⑤ 森林簿データを抽出

①検索をクリック

■属性検索により森林簿データを抽出

③設定をクリック

②市町、対象林班を入力

④CSV出力キーをクリック



④CSV出力キーをクリック

③この口をクリック

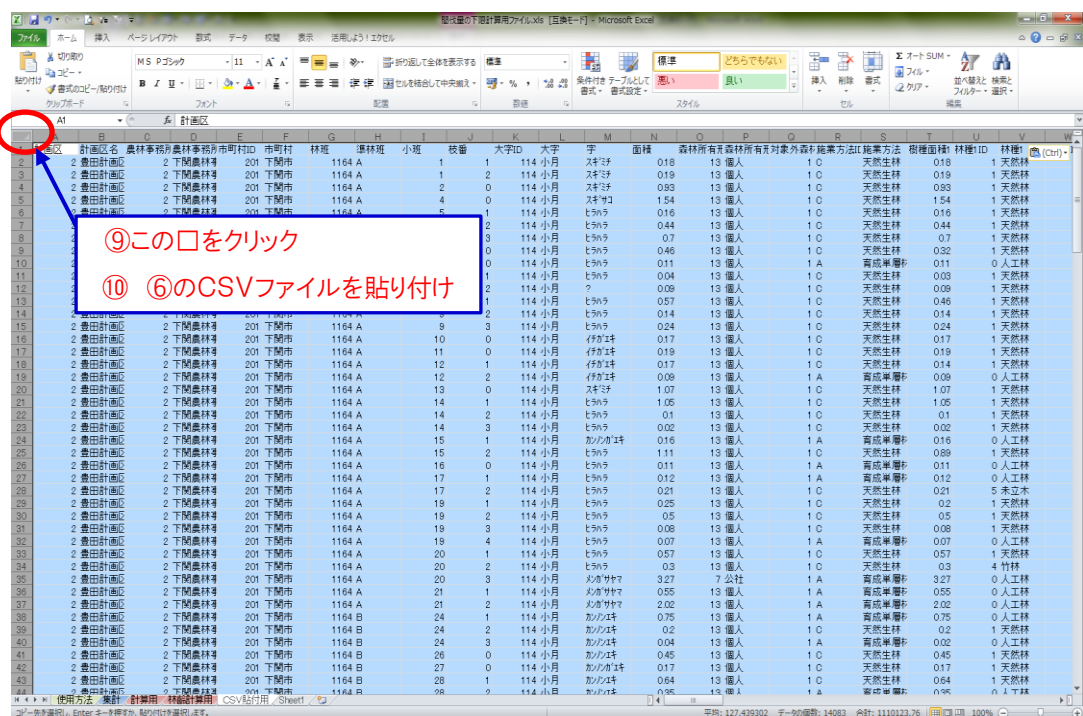
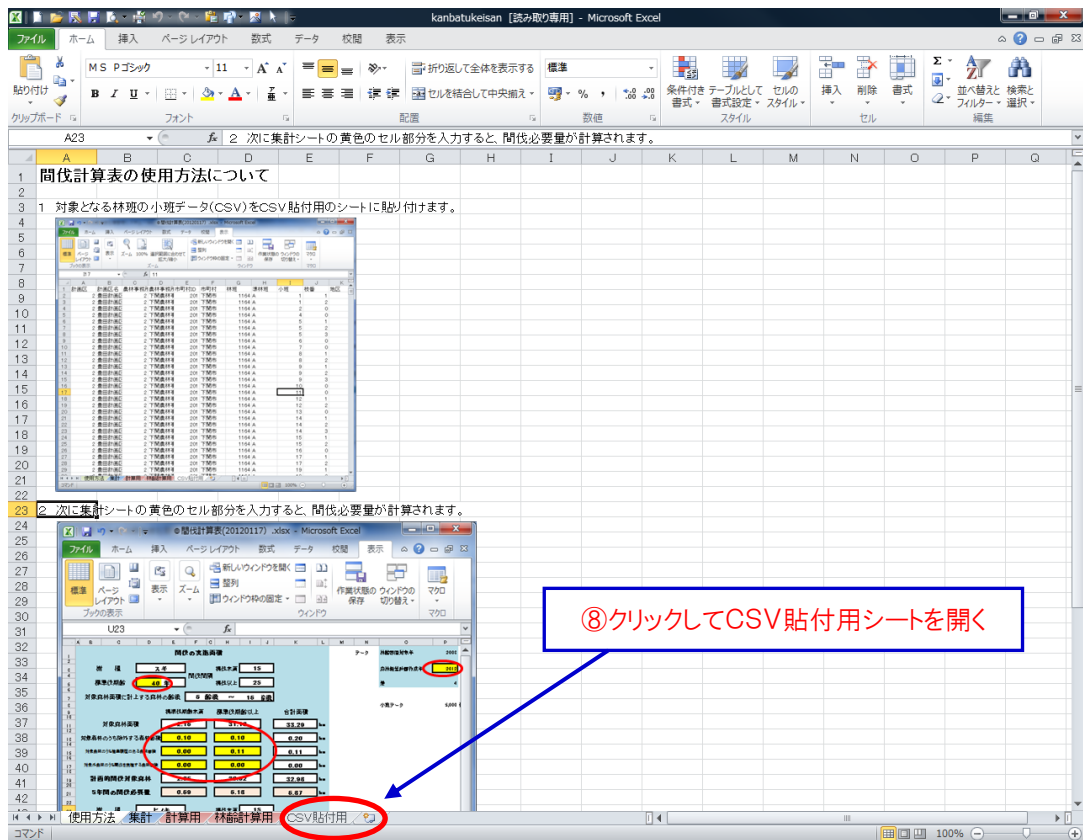
区	計画区	計画区名	森林学級名	森林学級別名	市町ID	市町村	林班	森林班	小班	積算	大字ID	大字	面積	森林所有形態ID	森林所有形態	対簿	
2	1	豊田計画区	2	下郷森林学級	201	下郷市	1164	A	1	1	114	小月	28'23"	0.18	13	個人	1
2	1	豊田計画区	2	下郷森林学級	201	下郷市	1164	A	1	2	114	小月	28'23"	0.19	13	個人	1
3	2	豊田計画区	2	下郷森林学級	201	下郷市	1164	A	2	0	114	小月	28'23"	0.93	13	個人	1
4	2	豊田計画区	2	下郷森林学級	201	下郷市	1164	A	4	0	114	小月	28'23"	1.54	13	個人	1
5	2	豊田計画区	2	下郷森林学級	201	下郷市	1164	A	5	1	114	小月	28'23"	0.16	13	個人	1
6	2	豊田計画区	2	下郷森林学級	201	下郷市	1164	A	5	2	114	小月	28'23"	0.44	13	個人	1
7	2	豊田計画区	2	下郷森林学級	201	下郷市	1164	A	5	3	114	小月	28'23"	0.70	13	個人	1
8	2	豊田計画区	2	下郷森林学級	201	下郷市	1164	A	5	0	114	小月	28'23"	0.46	13	個人	1
9	2	豊田計画区	2	下郷森林学級	201	下郷市	1164	A	7	0	114	小月	28'23"	0.11	13	個人	1
10	2	豊田計画区	2	下郷森林学級	201	下郷市	1164	A	8	1	114	小月	28'23"	0.04	13	個人	1
11	2	豊田計画区	2	下郷森林学級	201	下郷市	1164	A	8	2	114	小月	28'23"	0.09	13	個人	1
12	2	豊田計画区	2	下郷森林学級	201	下郷市	1164	A	9	1	114	小月	28'23"	0.57	13	個人	1
13	2	豊田計画区	2	下郷森林学級	201	下郷市	1164	A	9	2	114	小月	28'23"	0.14	13	個人	1
14	2	豊田計画区	2	下郷森林学級	201	下郷市	1164	A	9	3	114	小月	28'23"	0.24	13	個人	1
15	2	豊田計画区	2	下郷森林学級	201	下郷市	1164	A	10	0	114	小月	28'23"	0.17	13	個人	1
16	2	豊田計画区	2	下郷森林学級	201	下郷市	1164	A	11	0	114	小月	28'23"	0.19	13	個人	1
17	2	豊田計画区	2	下郷森林学級	201	下郷市	1164	A	12	1	114	小月	28'23"	0.17	13	個人	1
18	2	豊田計画区	2	下郷森林学級	201	下郷市	1164	A	12	2	114	小月	28'23"	0.09	13	個人	1
19	2	豊田計画区	2	下郷森林学級	201	下郷市	1164	A	13	0	114	小月	28'23"	1.07	13	個人	1
20	2	豊田計画区	2	下郷森林学級	201	下郷市	1164	A	14	1	114	小月	28'23"	1.05	13	個人	1
21	2	豊田計画区	2	下郷森林学級	201	下郷市	1164	A	14	2	114	小月	28'23"	0.10	13	個人	1
22	2	豊田計画区	2	下郷森林学級	201	下郷市	1164	A	14	3	114	小月	28'23"	0.02	13	個人	1

⑥ 森林簿CSV(Excelファイル)データを出力

⑤この口をクリック
⑥コピー

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
計画区	計画区名	森林事務所	森林事務所ID	市町村ID	市町村	林種	標準林種	小種	樹高	大字ID	大字	字	面積	森林所有種	森林所有種対象外種	標準方法	標準方法	樹種面積	林種ID	林種	樹種																						
2	豊田計画区	2	下閉農林所	201	下閉市	1164 A		1	1	114	小月	スギ	0.18	13	個人	1	C	天然生林	0.18	1	天然林																						
3	2	2	2	201	下閉市	1164 A		1	2	114	小月	スギ	0.18	13	個人	1	C	天然生林	0.18	1	天然林																						
4	2	2	2	201	下閉市	1164 A		2	0	114	小月	スギ	0.93	13	個人	1	C	天然生林	0.93	1	天然林																						
5	2	2	2	201	下閉市	1164 A		4	0	114	小月	スギ	1.54	13	個人	1	C	天然生林	1.54	1	天然林																						
6	2	2	2	201	下閉市	1164 A		5	1	114	小月	ヒノキ	0.16	13	個人	1	C	天然生林	0.16	1	天然林																						
7	2	2	2	201	下閉市	1164 A		5	2	114	小月	ヒノキ	0.44	13	個人	1	C	天然生林	0.44	1	天然林																						
8	2	2	2	201	下閉市	1164 A		5	3	114	小月	ヒノキ	0.7	13	個人	1	C	天然生林	0.7	1	天然林																						
9	2	2	2	201	下閉市	1164 A		6	0	114	小月	ヒノキ	0.46	13	個人	1	C	天然生林	0.32	1	天然林																						
10	2	2	2	201	下閉市	1164 A		7	0	114	小月	ヒノキ	0.11	13	個人	1	A	育成繁殖	0.11	0	人工林																						
11	2	2	2	201	下閉市	1164 A		8	1	114	小月	ヒノキ	0.04	13	個人	1	C	天然生林	0.03	1	天然林																						
12	2	2	2	201	下閉市	1164 A		8	2	114	小月	ヒノキ	0.09	13	個人	1	C	天然生林	0.09	1	天然林																						
13	2	2	2	201	下閉市	1164 A		9	1	114	小月	ヒノキ	0.57	13	個人	1	C	天然生林	0.46	1	天然林																						
14	2	2	2	201	下閉市	1164 A		9	2	114	小月	ヒノキ	0.14	13	個人	1	C	天然生林	0.14	1	天然林																						
15	2	2	2	201	下閉市	1164 A		9	3	114	小月	ヒノキ	0.24	13	個人	1	C	天然生林	0.24	1	天然林																						
16	2	2	2	201	下閉市	1164 A		10	0	114	小月	ササ	0.17	13	個人	1	C	天然生林	0.17	1	天然林																						
17	2	2	2	201	下閉市	1164 A		11	0	114	小月	ササ	0.19	13	個人	1	C	天然生林	0.19	1	天然林																						
18	2	2	2	201	下閉市	1164 A		12	1	114	小月	ササ	0.17	13	個人	1	C	天然生林	0.14	1	天然林																						
19	2	2	2	201	下閉市	1164 A		12	2	114	小月	ササ	0.08	13	個人	1	A	育成繁殖	0.09	0	人工林																						
20	2	2	2	201	下閉市	1164 A		13	0	114	小月	スギ	1.07	13	個人	1	C	天然生林	1.07	1	天然林																						
21	2	2	2	201	下閉市	1164 A		14	1	114	小月	ヒノキ	1.06	13	個人	1	C	天然生林	1.05	1	天然林																						
22	2	2	2	201	下閉市	1164 A		14	2	114	小月	ヒノキ	0.1	13	個人	1	C	天然生林	0.1	1	天然林																						
23	2	2	2	201	下閉市	1164 A		14	3	114	小月	ヒノキ	0.02	13	個人	1	C	天然生林	0.02	1	天然林																						
24	2	2	2	201	下閉市	1164 A		15	1	114	小月	スギ	0.16	13	個人	1	A	育成繁殖	0.16	0	人工林																						
25	2	2	2	201	下閉市	1164 A		15	2	114	小月	スギ	1.11	13	個人	1	C	天然生林	0.89	1	天然林																						
26	2	2	2	201	下閉市	1164 A		16	0	114	小月	ヒノキ	0.11	13	個人	1	A	育成繁殖	0.11	0	人工林																						
27	2	2	2	201	下閉市	1164 A		17	1	114	小月	ヒノキ	0.12	13	個人	1	A	育成繁殖	0.12	0	人工林																						
28	2	2	2	201	下閉市	1164 A		17	2	114	小月	ヒノキ	0.21	13	個人	1	C	天然生林	0.21	5	未定木																						
29	2	2	2	201	下閉市	1164 A		18	1	114	小月	ヒノキ	0.25	13	個人	1	C	天然生林	0.2	1	天然林																						
30	2	2	2	201	下閉市	1164 A		18	2	114	小月	ヒノキ	0.5	13	個人	1	C	天然生林	0.5	1	天然林																						
31	2	2	2	201	下閉市	1164 A		18	3	114	小月	ヒノキ	0.06	13	個人	1	C	天然生林	0.08	1	天然林																						
32	2	2	2	201	下閉市	1164 A		19	4	114	小月	ヒノキ	0.07	13	個人	1	A	育成繁殖	0.07	0	人工林																						
33	2	2	2	201	下閉市	1164 A		20	1	114	小月	ヒノキ	0.57	13	個人	1	C	天然生林	0.57	1	天然林																						
34	2	2	2	201	下閉市	1164 A		20	2	114	小月	ヒノキ	0.3	13	個人	1	C	天然生林	0.3	4	竹																						
35	2	2	2	201	下閉市	1164 A		20	3	114	小月	スギ	3.27	7	公社	1	A	育成繁殖	3.27	0	人工林																						
36	2	2	2	201	下閉市	1164 A		21	1	114	小月	スギ	0.55	13	個人	1	A	育成繁殖	0.55	0	人工林																						
37	2	2	2	201	下閉市	1164 A		21	2	114	小月	スギ	2.92	13	個人	1	A	育成繁殖	2.92	0	人工林																						
38	2	2	2	201	下閉市	1164 B		24	1	114	小月	スギ	0.75	13	個人	1	A	育成繁殖	0.75	0	人工林																						
39	2	2	2	201	下閉市	1164 B		24	2	114	小月	スギ	0.2	13	個人	1	C	天然生林	0.2	1	天然林																						
40	2	2	2	201	下閉市	1164 B		24	3	114	小月	スギ	0.04	13	個人	1	A	育成繁殖	0.02	0	人工林																						
41	2	2	2	201	下閉市	1164 B		26	0	114	小月	スギ	0.45	13	個人	1	C	天然生林	0.45	1	天然林																						
42	2	2	2	201	下閉市	1164 B		27	0	114	小月	スギ	0.17	13	個人	1	C	天然生林	0.17	1	天然林																						
43	2	2	2	201	下閉市	1164 B		28	1	114	小月	スギ	0.64	13	個人	1	C	天然生林	0.64	1	天然林																						
44	2	2	2	201	下閉市	1164 B		28	2	114	小月	スギ	0.36	13	個人	1	A	育成繁殖	0.36	0	人工林																						

⑦ 森林経営計画ホームページ掲載の間伐量の下限計算用ファイルを開きCSVファイルを計算シートに貼付け



⑧ 必要事項を入力して間伐必要量を試算

① 森林経営計画作成年を入力

② 該当地域の標準伐期齢を入力

区分	面積	間伐面積	間伐割合
スギ(対象森林)	33.49	7.01	
ヒノキ(対象森林)	17.54	5.11	
スギ・ヒノキ計	51.03	12.12	24%
林班面積	111.24		11%
スギ・ヒノキ面積割合	46%		

⑨ 間伐計画量から除外する面積を算出

森林簿や現地の状況確認等に基づき次の森林は間伐対象森林から除外できます。

【除外可能な森林の基準】

- ・面積が 0.3ha 未満の森林
- ・本数調整が終了した老齢な森林
- ・樹冠疎密度が 10 分の 8 未満の森林

※「やまぐち森林情報公開システム」での検索

属性検索により26～標準伐期齢未満の0.3ha未満のスギ人工林を抽出



マスター地図[閲覧_樹立小班]

CSV出力(全出力) CSV出力(選択行) 印刷 検索 先頭 最終
カーソル表示切替 地図にジャンプ

計画区	計画区名	農林事務所	農林事務所名	市町村ID	市町村	林班	準林班	小班	校番	大字ID	大字	字	面積	森林所有形態ID	森林所有形態	対象外森林	施業方法ID	施	
1	2	豊田計画区	2	下関農林事務所	201	下関市	1164	B	24	3	114	小月	カノガ江	0.04	13	個人	1	A	育
2	2	豊田計画区	2	下関農林事務所	201	下関市	1164	B	29	2	114	小月	カノガ江	0.31	13	個人	1	A	育
3	2	豊田計画区	2	下関農林事務所	201	下関市	1164	B	42	2	114	小月	カノガ江	0.24	13	個人	1	A	育
4	2	豊田計画区	2	下関農林事務所	201	下関市	1164	C	45	2	114	小月	伊勢江	0.22	13	個人	1	A	育

抽出データをCSVファイルで集計
 スギ(標準伐期齢未満): 4件 0.70haが除外可能
 スギ(標準伐期齢以上): 34件 4.32ha //

同様にヒノキを集計
 ヒノキ(標準伐期齢未満): 6件 0.95haが除外可能
 ヒノキ(標準伐期齢以上): 12件 1.67ha //

⑩ 施業履歴により間伐計画量から除外する面積を算出

過去の間伐の施業履歴(補助及び自力等)を確認し対象森林から除外します。

【除外可能な施業履歴の基準】

- ・標準伐期齢未満…過去5年以内
- ・標準伐期齢以上…過去10年以内

※「やまぐち森林情報公開システム」での検索

■属性検索により過去10年間のスギ, ヒノキ 間伐実績を抽出

クリア	属性	条件	設定条件
<input type="checkbox"/>	0	市町村ID	= 201
<input type="checkbox"/>	0	林1	= 1164
<input type="checkbox"/>	0	作業区分ID	= 6
<input type="checkbox"/>	0	実施年度	~ 17,26
<input type="checkbox"/>	1	樹種_1ID	= 1,11
<input type="checkbox"/>	0	林齢_1	~ 26,90
<input type="checkbox"/>	0	樹種_2ID	= 1,11
<input type="checkbox"/>	0	林齢_2	~ 26,90
<input type="checkbox"/>	0	樹種_3ID	= 1,11
<input type="checkbox"/>	0	林齢_3	~ 26,90



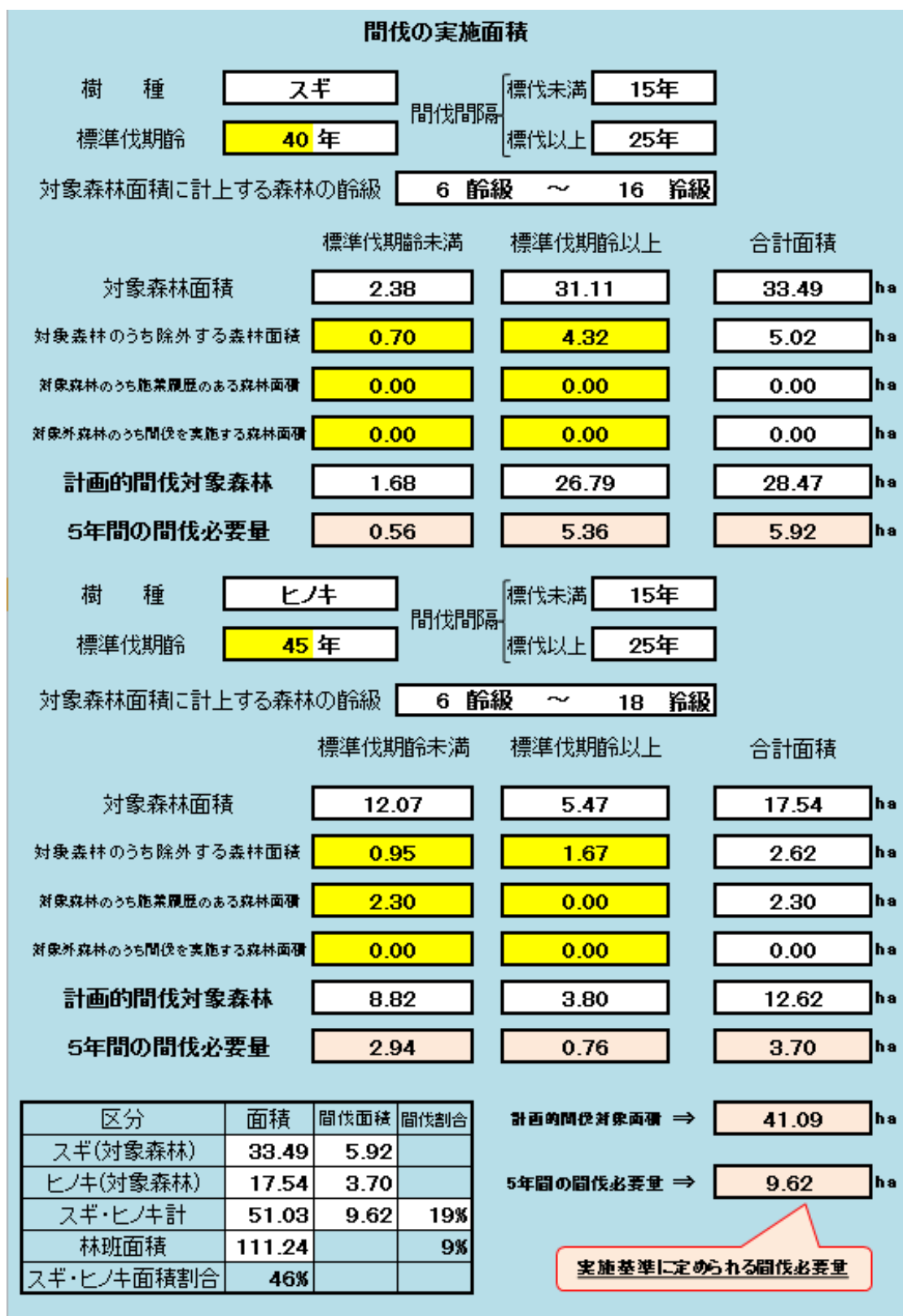
マスター地図(整地_施業履歴)

CSV出力(全出力) CSV出力(選択行) 検索 先頭 最終 カーソル表示切替

実施年度_元号	元号	実施年度	実施年	実施月	農林事務所ID	農林事務所名	市町村ID	市町村	旧市町村ID	実行区分ID	登録番号	事業名ID	事業名	事業区分ID	事業区分	作業区分ID	作業区分	種分1ID	種分	
1	4	平成	22	23	3	2	下関農林事務所	201	下関市		1	6340	10	流域育成林整備事業	4	育成圏域林整備-保育(植)	6	間伐	20	間伐

■除外基準により抽出データを検証
1件ヒノキ28, 29年生2. 30haが該当

⑪ 試算結果



Ⅶ 森林経営計画の伐採対象森林(主伐)について

1. 主伐実施基準

森林経営計画では、市町村森林整備計画で規定する施業方法が「択伐複層林施業森林」以外の森林にあつては、5年間で伐採を計画している材積が、カメラルタキセ式で補正して得られる材積以下であることとされています。

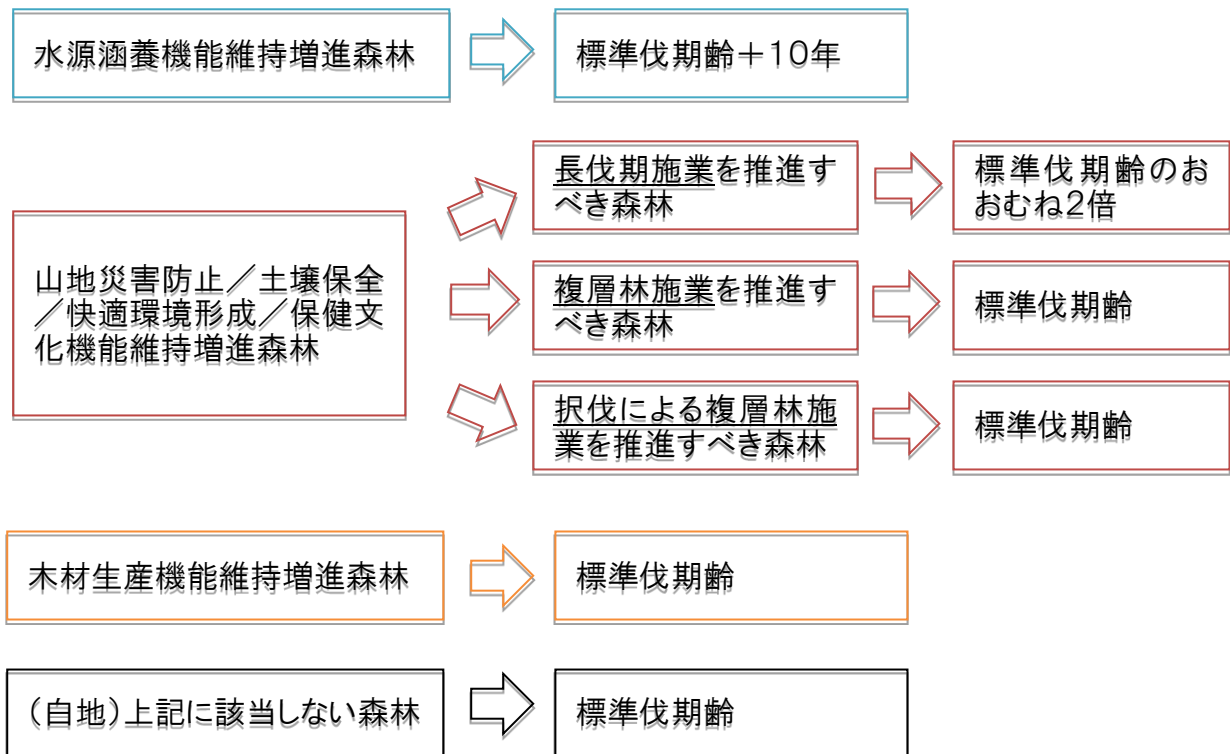
(1) 伐採対象森林から除外する森林

次の森林は、対象森林から除くこととされています。

- ① 禁伐林
- ② 竹林
- ③ 小規模な森林(隣接森林を含む 0.3ha 以下)
- ④ 上記のほか、計画的な森林施業を行うこととされていない森林。(天然林等)

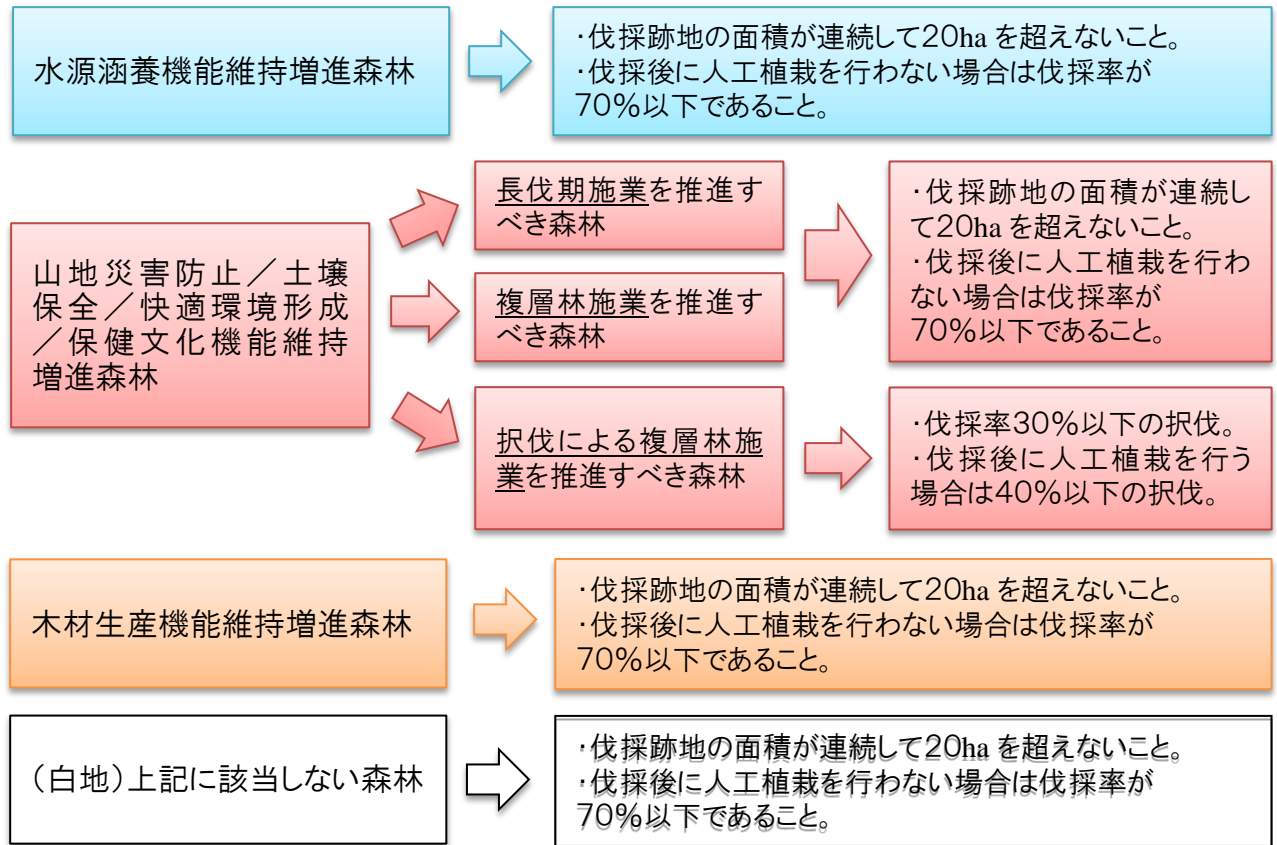
(2) 主伐が可能となる林齢

主伐が可能となる林齢は、市町村森林整備計画における新たな機能区分毎に定められています。



(3) 伐採の方法

主伐の方法は、市町村森林整備計画における新たな機能区分毎に定められています。



2. 主伐量の算出

(1) 主伐が可能となる材積の算出

計画期間内に主伐が可能となる材積は、「択伐複層林施業森林」及び「特定広葉樹施業森林」以外の森林はカメラルタキセ式で補正して得られる材積以下とされており、以下の式により算出します。

重要!

$$\text{年間伐採可能材積}(ew) = Z + \frac{V_w - V_n}{T_a}$$

Z : 伐採対象森林に係る年間成長量

(木材生産機能維持増進森林にあつては、1.2倍した数値で算出)

V_w: 計画作成時における、伐採対象森林の立木材積

V_n: 伐採対象森林の標準伐期齢時点における立木材積の2分の1

T_a: 標準伐期齢

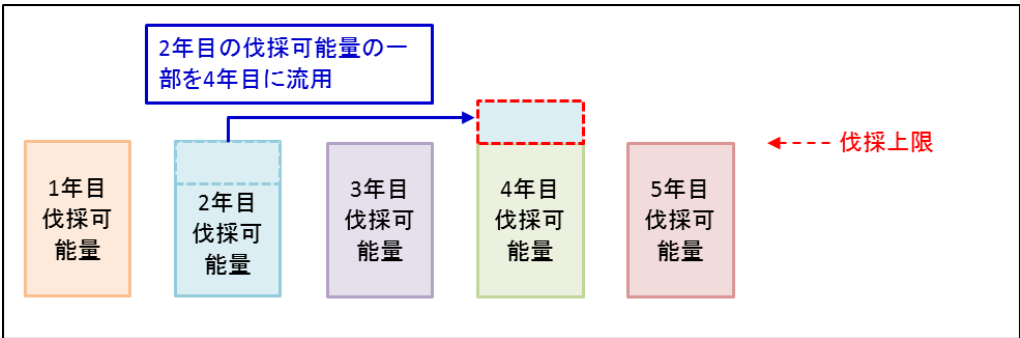
重要!

$$\text{計画期間内伐採可能材積}(ew5) = ew \times 5 \text{年(計画期間)}$$

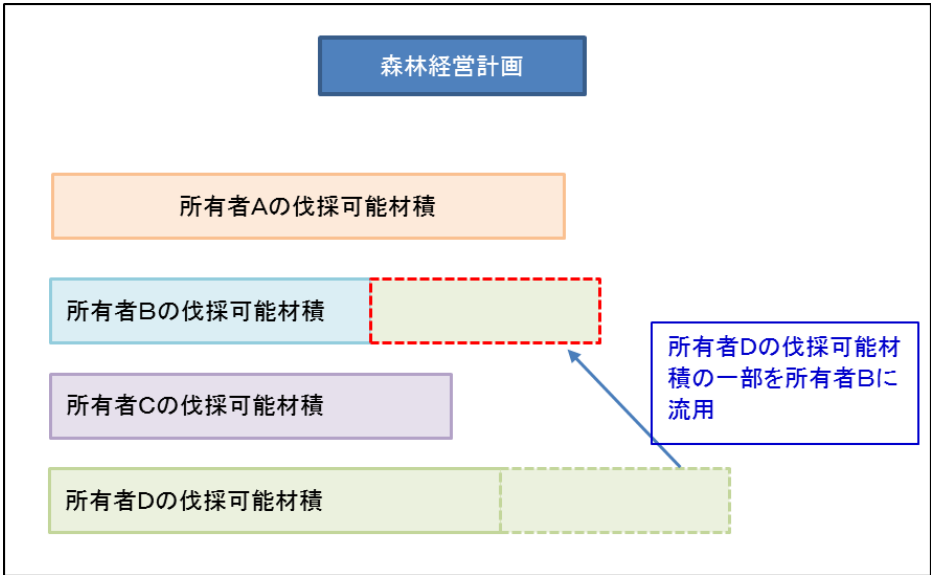
ew: 年間伐採可能材積

(2) 伐採量の流用

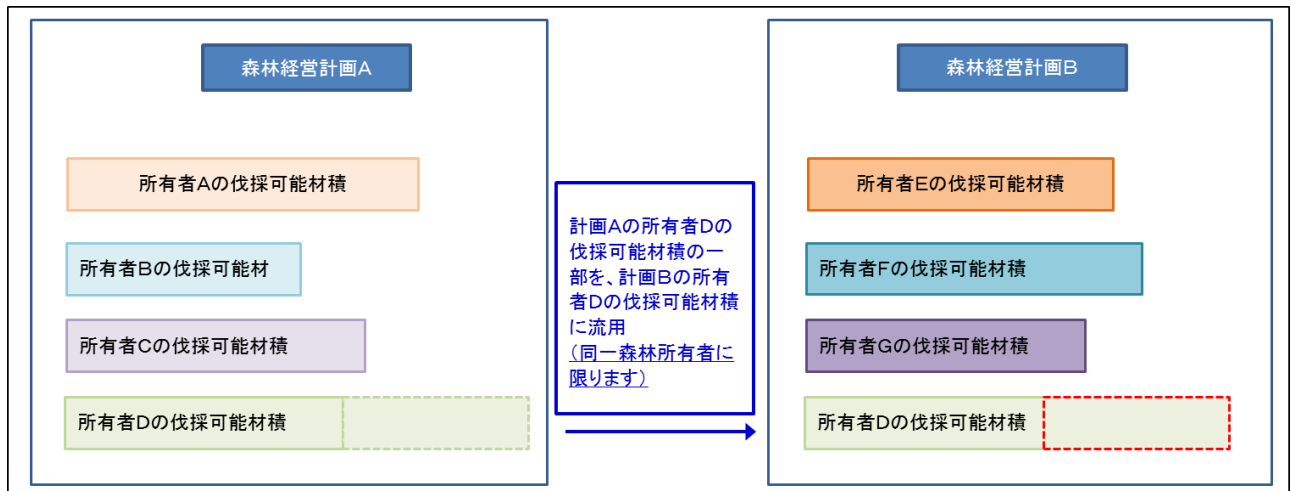
① 同一森林経営計画内において、年度間の流用は可能です。



② 森林経営計画を共同で作成した場合、同一計画内において森林所有者間の流用は可能です。



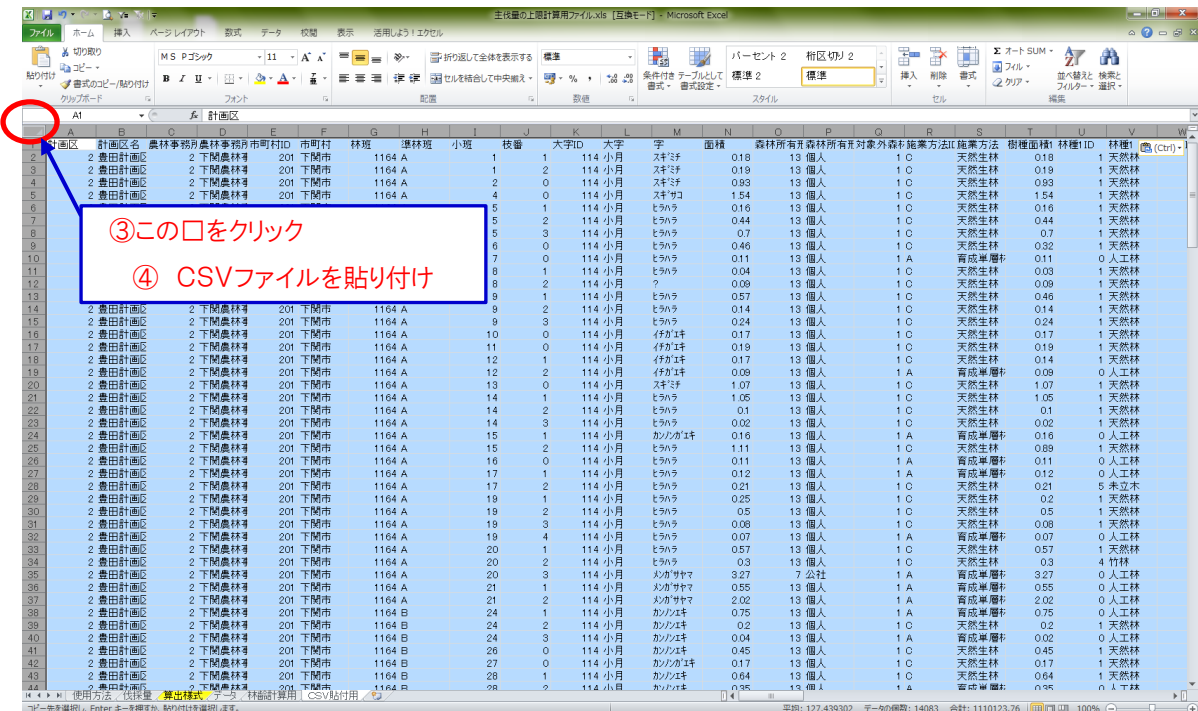
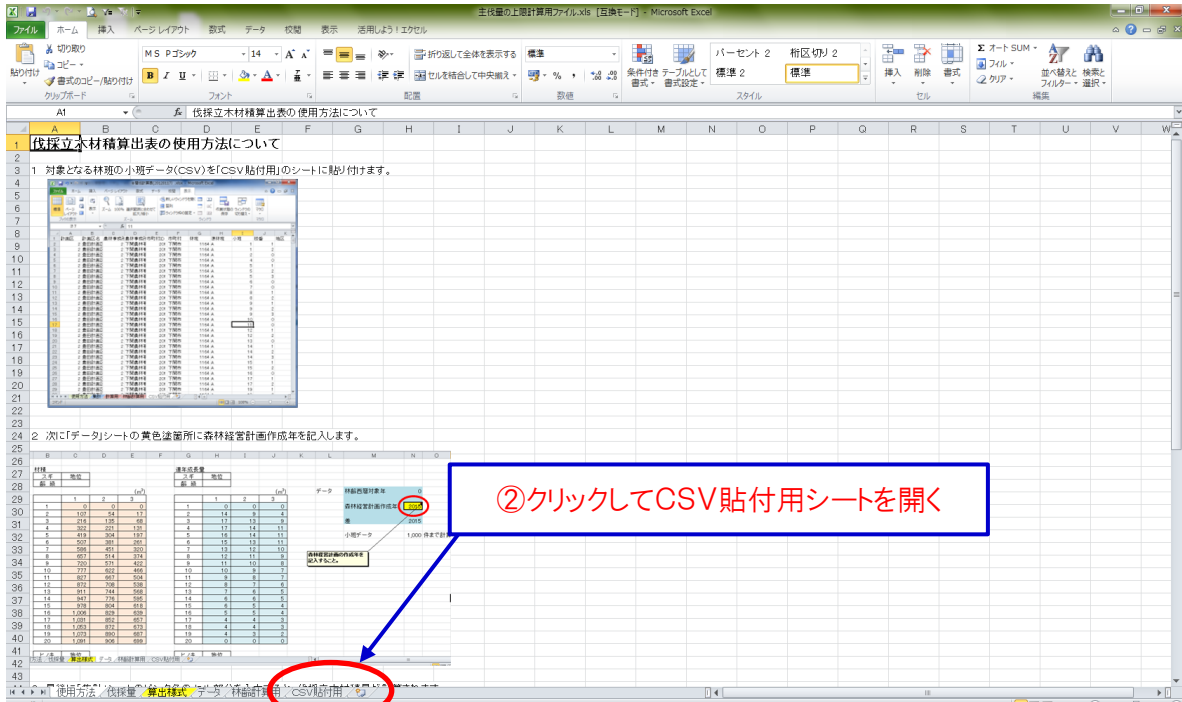
③ 一森林所有者が複数の森林経営計画を作成した場合、計画間での流用が可能です。



(3) 伐採が可能となる材積量の試算方法

【P36の⑤の森林簿データで試算】

- ① 「VI-2-(4) 間伐計画量の簡単な試算方法」の①～⑥と同様の方法により、該当林小班の森林簿CSV(Excelファイル)データを出力します。
- ② 森林経営計画ホームページ掲載の主伐量の上限計算用ファイルを開きCSVファイルを計算シートへ貼り付け



③ 必要事項を入力して伐採立木材積量を試算

標準伐期齢	所在場所				森林の区分等				森林の現況											
	林小班		市町村	大字	機能別区分1	機能別区分2	機能別区分3	施業方法等	伐採対象森林の内外の別	面積 (ha)	人工林天然林の別	樹種又は林相	地位	林齢	階級	疎密度	標準立木材積 (m³/ha)	立木材積 (m³)	標準伐期齢	
	林班	小班																		枝番
40	スギ	1184	1	1	下関市	小月	S	M	E	外	0.18	天然林	その他の樹種	1	91	19	8			
45	ヒノキ	1184	8	0	下関市	小月	S	M	E	内	0.02	天然林	スギ	1	55	11	10	827	91	40

⑤ 標準伐期齢を入力

⑥ 伐採対象森林の内外の別を入力
⑦ ⑥の作業を樹種1～樹種6まで実施

④ 必要事項を入力して伐採立木材積量を試算

材種	スギ	地位	面積 (m²)		
年齢	年齢	地位	1	2	3
1	0	0	0	0	0
2	107	54	17		
3	216	135	68		
4	322	221	131		
5	419	304	197		
6	507	381	261		
7	586	451	320		
8	657	514	374		
9	720	571	422		
10	777	622	466		
11	827	667	504		
12	872	708	538		
13	911	744	568		
14	947	776	595		
15	978	804	618		
16	1,006	829	639		
17	1,031	852	657		
18	1,053	872	673		
19	1,073	890	687		
20	1,091	906	699		

⑧ 森林経営計画作成年を入力

⑤ 適正な伐採立木材積の算出

◎適正な伐採立木材積の算出(スギ、ヒノキ)

1. 計画的伐採対象森林に係る年間伐採可能材積(ew)

$$ew = Z + \frac{Vw - Vn}{t_a}$$

Z : 当該計画的伐採対象森林の年間成長量
(木材生産機能維持増進森林にあっては1.2を乗じて得た値)

Vw : 当該森林経営計画の始期における当該計画的伐採対象森林の立木の材積

Vn : 当該計画的伐採対象森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積の2分の1に相当する材積

t_a : 当該計画的伐採対象森林につき定められている標準伐期齢

$$\underline{\text{年間伐採可能量}(ew)} = \underline{1,013} \text{ m}^3$$

2. 計画的伐採対象森林に係る計画期間内伐採可能材積

$$ew5 = ew \times \text{計画期間}$$

$$\underline{\text{計画期間内伐採可能量}(ew5)} = \underline{1,013 \text{ m}^3 \times 5 \text{ 年} = 5,065 \text{ m}^3}$$

Ⅷ 計画書の作成について

1. 計画書様式とその取り扱い

計画書様式	留意点等
<p style="text-align: center;">森林経営計画認定請求書</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇〇市町長(知事、農林水産大臣)様</p> <p style="text-align: center;">請求者 住所 _____ 氏名 _____ 印</p> <p>別紙の森林経営計画書に下記の書類を添えて森林法第 11 条第 1 項の規定による認定を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 森林経営計画の対象とする森林の所在、当該森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の整備の状況並びに当該森林のうち主伐としてその立木を伐採するものの区域を表示した図面 2 森林経営計画の対象とする森林につき森林所有者から森林の委託を受けた者であることを証する書面 3 森林経営計画の対象とする森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の整備につき、森林の土地の所有者の同意があったことを証する書面 	<p>共同で認定請求する場合は、請求者欄は連名で記載。 氏名を自署する場合は、押印を省略できます。</p> <p>主伐計画が無い場合は、「並びに当該森林のうち主伐としてその立木を伐採するものの区域」を削除。</p> <p>記の2及び3の書類が該当しない場合は削除。</p>

計画書様式	留意点等																												
<p style="text-align: center;">森林経営計画書(〇〇)</p> <p style="text-align: center;">(林班計画・区域計画・属人計画) (単独・共同)</p> <p>1. 計画期間</p> <p style="text-align: center;">(自平成〇〇年〇〇月〇〇日 至平成〇〇年〇〇月〇〇日)</p> <p>(変更後の森林経営計画に従って施業及び保護を開始しようとする日 平成〇〇年〇〇月〇〇日)</p> <p>2. 対象森林を含む小流域(林班又は連たんする複数林班)の所在及び面積</p> <table border="1" data-bbox="215 1115 946 1417"> <thead> <tr> <th colspan="2">計画対象森林の所在</th> <th colspan="2">計画対象森林面積</th> </tr> <tr> <th>所在</th> <th>面積</th> <th></th> <th>うち人工林</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇市 〇~〇林班</td> <td>〇〇ha (△△ha)</td> <td>〇〇ha (△△ha)</td> <td>□□ha</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>〇〇ha (△△ha)</td> <td>〇〇ha (△△ha)</td> <td>□□ha</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="207 1512 949 1736"> <thead> <tr> <th colspan="3">他の森林経営計画の対象森林との重複状況</th> </tr> <tr> <th>認定権者</th> <th>認定番号</th> <th>計画対象森林面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇市長</td> <td>〇〇</td> <td>◎◎ha</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>◎◎ha</td> </tr> </tbody> </table>	計画対象森林の所在		計画対象森林面積		所在	面積		うち人工林	〇〇市 〇~〇林班	〇〇ha (△△ha)	〇〇ha (△△ha)	□□ha	計	〇〇ha (△△ha)	〇〇ha (△△ha)	□□ha	他の森林経営計画の対象森林との重複状況			認定権者	認定番号	計画対象森林面積	〇〇市長	〇〇	◎◎ha	計		◎◎ha	<p>◀ 表題横(〇〇)は、変更計画にあっては(変更)と記載。 表題下(〇〇)は、該当するものに〇をつける。</p> <p>◀ 変更計画にあっては記載。</p> <p>◀ 「計画対象森林の所在」欄の所在は、林班計画は市町名及び林班番号を記載。区域計画は市町名及び市町村森林整備計画の区域名を記載。 ・「計画対象森林の所在」欄の面積は、計画の対象とする林班又は複数林班の合計面積を記載。(林班計画のみ該当) ・また括弧書きで、計画対象森林から控除する面積を記載。(所有者不確知等)(林班計画のみ該当)</p> <p>◀ 林班計画において、属人又は区域計画と重複のある場合に記載。</p> <p>【全体】 変更計画の場合、変更前の計画を上段黒書き、変更後の計画を下段朱書きで記載。(計画書書式全体で共通の取り扱い)</p>
計画対象森林の所在		計画対象森林面積																											
所在	面積		うち人工林																										
〇〇市 〇~〇林班	〇〇ha (△△ha)	〇〇ha (△△ha)	□□ha																										
計	〇〇ha (△△ha)	〇〇ha (△△ha)	□□ha																										
他の森林経営計画の対象森林との重複状況																													
認定権者	認定番号	計画対象森林面積																											
〇〇市長	〇〇	◎◎ha																											
計		◎◎ha																											

<p>1 森林経営に関する長期の方針</p> <p>(1) 森林の経営に関する基本方針</p> <p>ア 森林の多面的機能を高度に発揮しうる森林経営</p> <p>①保護地域の内外別、遷移段階、森林の分断状況などを踏まえた保護の取組</p> <div data-bbox="194 676 970 875" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【記載例】 対象森林面積〇〇haのうち〇〇haが〇〇自然公園に指定されており、全体の〇〇%を占める。市町村森林整備計画や関係法令を遵守し、また尾根筋には、保護樹林帯を設置するなど、自然環境及び生物多様性の保全に配慮した森林経営を実施する。特に〇〇林班のブナ原生林〇〇haを原則として禁伐とする。</p> </div> <p>②森林性の在来種の数、絶滅のおそれのある野生生物の種の数及び、その保護の取組</p> <p>イ 目標とする森林の姿とそれに向けた森林施業及び保護</p> <div data-bbox="194 1339 970 1632" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【記載例】 市町村森林整備計画で定められたゾーニングごとに、公益的な機能の持続的な発揮を図るための施業を基本とする。また持続的かつ安定的な木材生産を行うため、必要な保育作業(間伐等)を進めながら、適正な森林となるよう誘導する。</p> <p>保護に関しては、伐採跡地間の樹木を伐採せずに残す措置や、急傾斜地や尾根筋・谷筋における針広混交林や広葉樹林への誘導を図る。</p> </div>	<p>【全体】 共同により計画を作成する場合にあつては、「4 森林経営の共同化に関する事項」は、共同計画者が協力し、取りまとめて記載。 それ以外の項目は個々が作成したものを合冊し、認定請求することも可能</p> <p>← 「自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、特別母樹林、史跡名勝天然記念物」などの保護面積及び対象森林に占める割合を記載(必須)。 ※保護地域内の森林がない場合にあつては、天然林の保全方法など生物多様性の保全のための森林の施業及び保護の方針を記載。</p> <p>← (任意)</p> <p>← 継続的な森林経営計画の作成及びこれに基づく、持続的な森林整備・保全や目指す森林の姿など40年以上の期間に係る森林経営の基本方針を記載。</p>
---	---

(2) 公益的機能別施業森林の区域の内外別の長期の伐採立木材積、間伐面積及び造林面積

区域	期間	伐採立木材積 (m ³)	間伐面積 (ha)	造林面積 (ha)	うち	備考
					植栽 (ha)	
公益的機能別施業森林以外の森林	I 分期					
	II 分期					
	III 分期					
	IV 分期					
	V 分期					
	VI 分期					
	VII 分期					
	VIII 分期					
	合計					
公益的機能別施業森林	I 分期					
	II 分期					
	III 分期					
	IV 分期					
	V 分期					
	VI 分期					
	VII 分期					
	VIII 分期					
	合計					

◀ 1分期、5年ごとに40年間の計画を記載。

・材積は、主伐に係るものを、小数第1位を四捨五入、単位止めで記載。

・面積は、小数第3位を四捨五入、第2位止めで記載。

(3) 森林経営の規模の拡大に関する長期の方針(任意)

◀適切な施業及び保護を推進するために、効率的な作業システムの導入、路網整備の推進、計画への参加の働きかけ及び受委託等の推進に向けた合意形成等、森林経営の規模拡大及び作業路網等の施設の維持管理に関する40年以上の期間の方針を記載。
・相続税の納税猶予の特例を受けるため属人計画を作成する者の記載は必須となるが、その他の場合は記載不要。

(4) その他参考とすべき事項

森林経営計画の継続性の有無	有 ・ 無
---------------	-------

◀旧計画(森林経営計画)から継続している場合は「有」に継続していない場合は「無」に○を記載。
・新規認定請求の場合は、「無」に○を記載。
・その他、森林計画作成上特に考慮した事項等、参考事項を記載する。

※森林の経営の共同化に関する長期の方針は、4の森林の経営の共同化に関する事項において一括して記載する。

森林の現況及び伐採計画等の留意点

【全体】

- 計画に使用する森林の現況等は、森林簿データによる作成を基本とするが、より精度の高いデータ(修正した森林簿、地籍等)を使用することも可能。
- 「森林の現況」、「伐採計画」、「造林計画」欄には、次のとおり記載。
 - ・「複層林施業を推進すべき森林として定められている森林」に該当する場合、上層木、下層木ごとに区分して複数の行に分けて記載。
 - ・「特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林」に定められている場合、特定広葉樹の樹種と一般樹種ごとに区分して複数の行に分けて記載。
- 各「時期」欄は、1年間を超えない期間で記載。
- 各面積欄は、小数第3位四捨五入、第2位止めで記載。
- 各材積欄は、小数第1位四捨五入、単位止めで記載。
- 2以上の市町にわたるものにあつては、市町ごとに小計して別葉とし、都道府県ごとに再計して合計を記載。

【各項目】

- ①「所在場所」欄は、同一の小班の中で、現況の異なる森林がある場合、また、施業の計画が異なる場合は、複数行で記載。
- ②「計画的伐採対象森林の内外の別」欄は、除外する森林以外の森林について、「内」と記載。
- ③「公益的機能別施業森林の区分」欄は、市町村森林整備計画で定められている区分を次のとおり記載。
 - ・水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林→「水」
 - ・土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を図るための森林施業を推進すべき森林→「土」
 - ・快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林→「快」
 - ・保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林→「保」
 - ・木材生産機能の維持増進を図るための森林→「木」
 - ・その他の公益的機能別施業森林→「他」
- ④「施業方法等」欄は、市町村森林整備計画で定められている公益的機能別施業森林の区分を次のとおり記載。
 - ・伐期の延長を推進すべき森林→「延」
 - ・複層林施業を推進すべき森林→「複」
 - ・択伐による複層林施業を推進すべき森林→「択複」
 - ・長伐期施業を推進すべき森林→「長」
 - ・保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林→「育」

⑤「森林の区分等」の「鳥獣害防止森林区域の区分」には、対象鳥獣がニホンジカの場合は(鹿)、その他の鳥獣の場合は(他)と記載する。

⑥「森林の現況」の「樹種又は林相」欄は、次のとおり記載

・スギ、ヒノキ、クスギ等の樹種

・針葉樹林→「針」、広葉樹林→「広」、混交林→「混」、竹林→「竹」、未立木地→「未」、伐採跡地→「跡」、湿地、風衝地等の更新困難地→「湿困」、「風困」

⑦「森林の現況」の「樹高」欄は、計画的伐採対象森林の人工林について記載。

⑧「森林の現況」の「林齢」欄は、計画作成年度時点における林齢を記載。

⑨「森林の現況」の「施業履歴」欄は、間伐は計画始期前10年以内、主伐は計画始期前5年以内を実施された履歴を記載。

⑩「森林の現況」の「適用」欄は、地域森林計画において「要整備森林」とされている森林、市町村森林整備計画において立木の伐採方法を特定されている森林及び、法10条の10第2項により「要間伐森林」とされている森林、防風林等農地又は林地の保護のための森林、その他施業上特殊な取扱いをする森林についてその旨記載。

⑪「伐採計画」の「計画的間伐対象森林の内外の別」欄は次の場合、「内」と記載。

・スギ・ヒノキ人工林(1箇所当たり、0.3ha以下を除く)であって、樹冠疎密度が10分の8以上の森林のうち、計画の始期において、標準伐期齢未満で過去5年間、標準伐期齢以上で過去10年間に間伐施業履歴がない森林。

⑫「伐採計画」の「伐採方法、皆伐択伐等の別」欄は、間伐の場合、「単木」又は「列状」等選木方法を記載。

⑬「伐採計画」の「伐採方法、その他」欄は、択伐率、間伐率を記載。

⑭「造林計画」の「造林方法」欄は、次のとおり記載。

・人工造林、ぼう芽更新、天然下種更新等の別。

・再造林の場合→「(再)」、拡大造林の場合→「(拡)」、天然更新補助作業の場合→「(補助)」。

⑮「造林計画」の「摘要」欄は、人工造林を選択しなかった場合は、5年後の更新が確保されなかった場合の植栽樹種及び本数を記載。

⑯「計画対象森林の追加時期」には当該追加の変更認定請求の年月日を記載。

⑰「備考」には、既存する複数の森林経営計画と、対象森林が重複している場合、(重複)と記載。

⑱「摘要」には、必要に応じて保育計画を記載するほか計画に関して特記すべき事項を記載。

計画書様式							留意点等						
(2) 要整備森林又は要間伐森林とされている森林の保育、その他の施業の計画							<p>▶ 要整備森林及び要間伐森林とされている森林の間伐、保育その他の施業の計画を記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施業の区分は、間伐、保育、その他とする。 ・施業の種類は、保育については、つる切、除伐等、その他については病害虫の防除等を記載。 ・面積は、小数第3位四捨五入、第2位止めで記載。 ・施業の種類ごとに細計、施業の区分ごとに小計を、要整備又は要間伐森林の別ごとに計を記載。 ・2以上の市町にわたるものは、市町ごとに小計して別業とし、都道府県ごとに再計して合計を記載。 ・備考欄に、地域森林計画又は法第10条の10第2項による通知により通知された実施すべき時期を記載。 						
要整備森林又は別の森林	所在場所					施業の区分				施業の種類	面積 (ha)	時期	備考
	都道府県	市町村 (郡)	字 (大字)	地番	森林所有者名								
合計													
3 森林の保護に関する事項							<p>▶ 鳥獣害防止森林区域内の森林であって人工植栽が計画されているものについて、鳥獣害防止対策として植栽木の保護措置又は対象鳥獣の捕獲を行う旨及びその具体的な手法(例えば、保護柵や幼齢木保護具の設置、わなや銃器による捕獲等)を記載する。</p> <p>また、鳥獣害防止森林区域内の森林のうち人工植栽が計画されていないものについては、必要に応じて、対象鳥獣による被害の防止対策を行う旨及びその具体的な手法(例えば、剥皮防止帯の設置、わなや銃器による捕獲等)を記載する。</p> <p>なお、対象鳥獣の捕獲を行う場合において、捕獲を行う予定の者が森林経営計画の作成者から委託を受けて行う者など計画作成者と異なる場合にあっては、その捕獲を行う者についても記載する。</p>						
(1) 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法													
(2) 森林の保護													
<p>【記載例】 病害虫や気象害の早期発見のために定期的な巡視や、定点観測ポイントから写真撮影を実施するほか、シカ等の獣害対策として、必要に応じて防護柵の設置を実施する。</p>							<p>▶ 火災、病虫獣害(鳥獣害防止区域内における対象鳥獣による被害を除く。)、気象害の予防のために行う森林の巡視、境界の管理等の取組や、自発的に実施するアセスメント、長期のモニタリング調査、民間森林認証の取得状況や意向について記載。</p> <p>▶ 実施箇所ごとに記載</p>						

(3) 火入れを実施する森林に関する事項

所在場所	都道府県	
	市町村(郡)	
	字(大字)	
	地番	
	森林所有者	
火入れの時期		平成 年 月 日～ 月 日(日間)
火入れの目的		1. 地ごしらえ 2. 病害虫
火入れの方法		
防火体制	火入れ従事者	男 人、女 人、計 人
	防火帯	延長 メートル、幅員 メートル
	器具	
火入れ責任者		

4 森林経営の共同化に関する事項

(1) 共同して行う森林の経営の長期の方針

【記載例】 同一林班内の他の森林所有者から森林経営の委託に関する申し出があった場合、当該森林の経営を受託する。また共同による森林経営計画作成の申し出があった場合、それに協力する。

(認定請求者ごとの計画期間内の伐採立木材積及び間伐面積等)

認定請求者の氏名	計画対象森林の面積 (ha)	伐採可能材積 (m ³)	計画期間内の伐採立木材積 (m ³)	うち超過伐採材積 (m ³)	計画的間伐対象森林面積 (ha)	うち	うち	うち	うち
						単層林の状態にある複層林施業森林の面積 (ha)	要間伐森林及び要整備森林の面積 (ha)	標準伐期未達の森林の面積 (ha)	標準伐期以上の森林の面積 (ha)
	①	②	③						
計									

間伐の下限面積 (ha)	計画期間内の間伐面積 (ha)	うち計画的間伐対象森林の面積 (ha)	うち	うち	うち	備考
			単層林の状態にある複層林施業森林の面積 (ha)	要間伐森林の面積 (ha)	左記以外の森林の面積 (ha)	
④						

共同して実施する、森林の施業及び保護その他の共同化に関する方針を記載。

・林班計画又は区域計画において、共同して計画を作成する者からの申出に応じて委託を受けて行う森林の経営に関する方針を記載。

・林班計画又は区域計画において、計画対象森林の林班内の森林所有者による計画参加に協力する旨を記載。

・属人計画を作成する場合にあつては、林班内の森林所有者等からの申出に応じて、林班計画を作成する旨を記載。

各項目について、認定請求者毎の数量を記載。

・面積は、小数第3位四捨五入、第2位止めで記載。

・材積は、小数第1位四捨五入、単位止めで記載。

①「計画対象森林の面積」欄は、認定申請に係る森林の面積の合計を記載。

②「伐採可能材積」欄は、p.52 VI2(1)の算式により算出される材積を記載。

③「計画期間内の伐採立木材積」欄は、間伐を除く伐採立木材積を記載。

「計画的間伐対象森林の面積」欄は、スギ・ヒノキ人工林(1箇所当たり、0.3ha以下を除く)であつて、樹冠疎密度が10分の8以上の森林のうち、計画の始期において過去10年間を超えて施業履歴がない森林面積を記載。

④間伐の下限面積には、p.32 VI2(2)の式により算出される面積を記載。

・林班計画において、認定請求者に、「属人計画」又は「区域計画」の認定森林所有者等が含まれる場合は、当該者に係る面積の記載は、括弧書きで数量(計欄において外数)を記載。

この場合、備考欄に「属人計画」又は「区域計画」の計画期間を記載。

<p>(2) 共同して行う森林の経営の種類及びその実施の方法</p> <p>ア 共同で実施する施業の種類(造林、保育、伐採(間伐を含む)等)</p> <p>【記載例】 植栽及び下刈りを共同して作業を行うことで効率化を図る。</p> <p>イ 共同で実施する保護の種類</p> <p>【記載例】 定期的な巡視や災害発生時の復旧等について共同して行う。</p> <p>ウ その他</p> <p>【記載例】 施業の林業事業者等への共同発注、種苗その他資材の共同購入等による低コスト化、高性能林業機械の共同利用等により、効率的な施業を図る。</p>	<p>【(2)(3)共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の施業及び保護、路網の整備等に関して、同一区域内の認定請求者間で相互に連携、協力する旨を記載。 <p>◀ 鳥獣害防止森林区域内の森林で行う鳥獣害防止対策のほか、火災、病虫獣害(鳥獣害防止森林区域内における対象鳥獣による被害を除く。)、気象害の予防のために行う森林の巡視、境界の管理等の取組について記載。</p> <p>◀ 労務の相互提供の方法、林業事業者等への共同による発注方法、種苗その他の資材の共同購入方法、高性能林業機械の共同利用等について記載。</p>
<p>(3) その他の共同化に関する事項</p> <p>ア 森林作業道等の施設の設置(起点、終点及び路線名を図示)</p> <p>【記載例】 森林作業道等の施設(土場や作業場含む)の設置を計画する場合は、効率のかつ効果的な線形及び配置となるよう、周辺の森林経営を行う者と事前協議し、共同での利用を図るものとする。</p> <p>なお、森林作業道の設置に関しては、当該森林の土地の所有者の合意済み(別添森林経営委託契約書のとおり)であり、また、当該設置計画については添付図面(図〇〇)に示すとおり。</p> <p>イ 森林作業道等の維持管理(起点、終点及び路線名に加え線形を図示)</p> <p>【記載例】 森林作業道等の施設(土場や作業場含む)は共同利用し、草刈等の維持管理については、共同作業とし、砂利の敷設が必要な場合には、各々が延長割合等を考慮のうえ按分し、費用負担する。</p> <p>なお、森林作業道等の利用、維持管理に関しては、当該森林の土地の所有者の合意済み(別添森林経営委託契約書のとおり)であり、また、当該森林作業道等の維持管理施設については添付図面(図△△)に示すとおり。</p>	<p>◀ 森林作業道、土場、作業場の設置について記載(共同利用施設を全て記載) 作業路網等の施設の設置に関し、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者及び当該森林の土地の所有者の全員の合意があったことを証する書面を添付。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の整備予定は、添付図面に森林作業道等の起終点及び路線名が表示されている場合は、記載不要。(「添付図面のとおり」と記載) <p>◀ 森林作業道等の施設の維持管理に関し、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者及び当該森林の土地の所有者の全員の合意の状況について記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の整備状況は、添付図面に森林作業道等の起終点及び路線名が表示されている場合は、記載不要。(「添付図面のとおり」と記載)
<p>5 経営の規模拡大の目標等</p> <p>(1) 経営の規模拡大の目標</p> <p>(2) 作業路網及び作業システム等</p>	<p>◀ 相続税の納税猶予の特例を受けるため属人計画を作成する者の記載は必須となるが、その他の場合は項目自体の記載が不要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形、資源の賦存状況、高性能林業機械の配置状況等を踏まえ、森林経営の委託等により森林経営の規模拡大を行う者の氏名又は名称及び住所及びその目標を記載する。 <p>◀ 作業路網の配置状況、特に市町村森林整備計画(基幹路網)に係る路網整備水準や既設の森林作業道の設置状況、地形、林況等を踏まえた計画期間内に設置を予定する森林について作業システムごとに森林作業道の整備量を記載。どのエリアでどのような作業システムを採用するか記載。</p>

(3) その他森林の経営の規模拡大に関する事項

◀ 森林経営計画に参画していない森林所有者等への働きかけ、間伐材の利用促進等を記載

2. 森林経営計画書へ添付する書類

森林経営計画の認定請求する際には、森林経営計画書のほか次の書類を添付することとされています。

(1) 森林の経営の委託を受けた者であることを証する書面

- ① 分収契約地にあつては、当該分収契約書の写し
- ② 森林の経営の委託契約により、一定期間にわたり森林所有者に代わって森林の経営を行う者であつては、当該森林経営委託契約書の写し

(2) 森林の土地の所有者の同意があつたことを証する書面

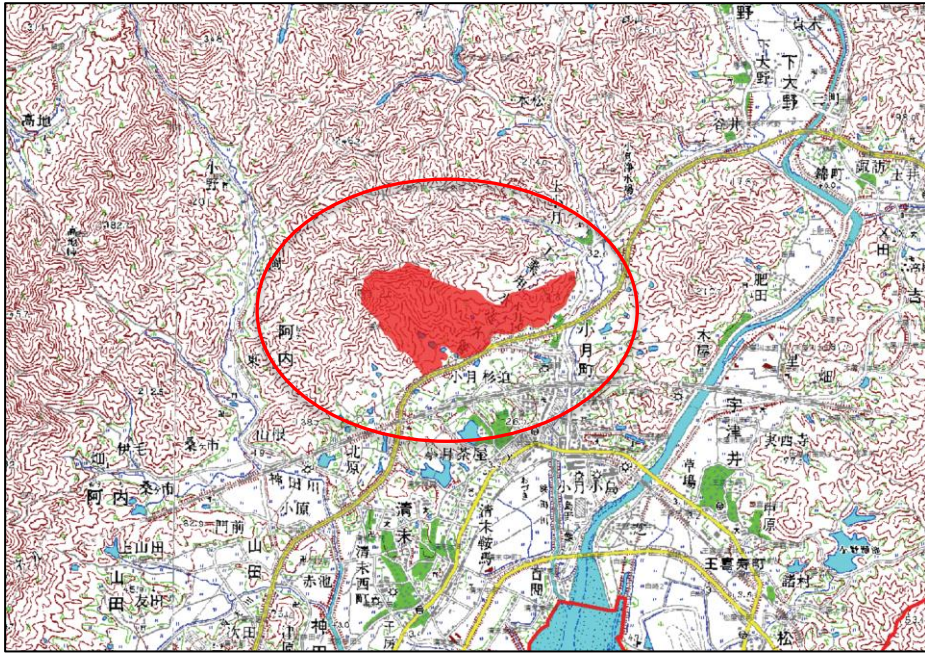
- ① 森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の整備について、森林の土地の所有者の同意があつたことを示す書面等の写し
※森林所有者が単独又は共同で計画する場合にあつては、計画対象森林外において作業路網その他の施設の整備を行う場合を除き添付不要。
※森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が計画する場合にあつては、計画対象森林外において作業路網その他の施設の整備を行う場合及び計画対象森林において作業路網その他の施設の整備を行う場合であつて、森林経営委託契約書に当該土地の使用等に関する定めがない場合を除き添付不要
- ② 森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網、その他の施設の維持管理について定めた協定書等の写し
※平成24年3月31日以前に開設された施設にあつては添付不要

(3) 図面

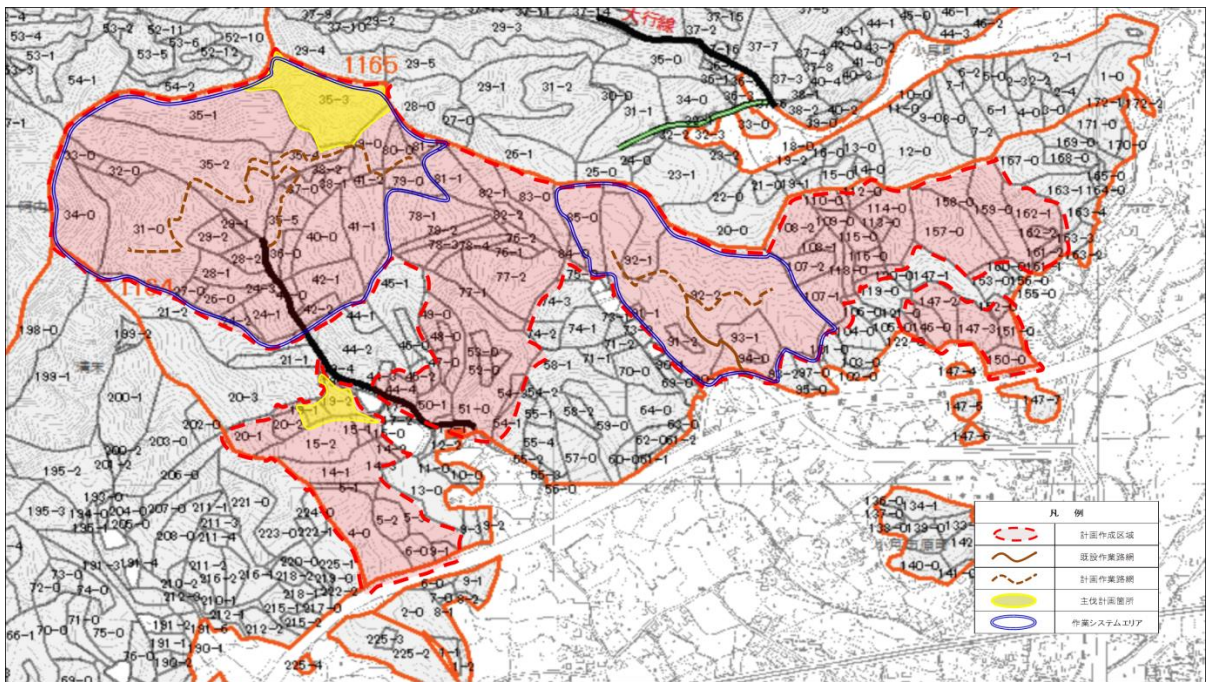
- ① 森林経営計画位置図(縮尺1/50,000, 1/100,000程度)
 - ・計画の対象とする森林の位置を図示
- ② 森林経営計画図(縮尺1/5,000, 1/10,000程度)
 - ・森林計画作成森林を図示
 - ・作業路網及びその他の施設の整備状況及び今後の整備予定を図示
 - ┌ 既設の森林作業道等→起終点、路線名及び線形を記載
 - └ 整備予定の森林作業道等→起終点及び路線名を記載(線形は任意)
 - ・主伐を行う森林の区域を図示
 - ・作業路網等の整備状況とあわせて、搬出間伐を行う森林の区域及びその区域内の作業システムを適宜図示(森林経営計画書を森林環境保全直接支援事業の事前計画に代える場合を除き省略可)

(4) 図面作成例

① 森林経営計画位置図



② 森林経営計画図



Ⅸ 森林経営計画の変更について

1. 変更手続きについて

(1) 義務的変更

森林経営計画の変更手続きについて、森林法第12条第1項に該当する場合は「変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない」と規定されていますので、必ず変更の手続きが必要となります。

(2) 自主的変更

義務的変更以外の場合は、森林法第12条第2項において、「変更が適当であるかにつき認定を求めることができる」と規定されていますので、変更手続きの要否は任意となりますが、造林補助事業に当たって、森林経営計画の認定が要件となるため変更手続きが必要となります。

なお、森林経営計画は、計画期間(5年間)の総量に係る計画であることから、認定請求時の施業実施年度に変更があった場合でも、変更認定請求の必要はありません。

2. 変更内容

	内 容
義務的変更	・対象とする森林の一部について、自ら森林の経営を行わなくなった場合 ・対象とする森林と同一林班内にある森林について、新たに森林経営を行うこととなった場合(新たに森林経営委託契約を締結、新たに森林を取得等)
自主的変更	・義務的変更以外の場合(実施基準を満たす範囲での施業箇所の変更等)

X 森林経営計画に関するQ&A

	問	答
森林施業計画の取扱い		
1	森林施業計画作成森林において森林経営計画を作成する場合の取扱いは？	森林施業計画と森林経営計画の重複作成は可能であり、森林経営計画を作成することに伴って、森林施業計画を変更する必要はありません。 なお、森林施業計画作成森林の全てで森林経営計画が作成された場合、森林施業計画は廃止されたものと見なされます。(手続きは必要ありません。)
2	平成24年4月以降、森林施業計画の変更は可能か？	森林法附則第8条において、森林施業計画の残期間は従前の例によることとされていることから変更等の手続きは可能です。
森林経営計画		
3	森林経営計画の認定は誰が行うのか？	【林班計画、属人計画】森林施業計画と同様、原則として市町長が認定することとなりますが、対象森林が市町をまたぐ場合は知事が、県をまたぐ場合は大臣が認定を行うこととなります。 【区域計画】市町長の認定のみ。
4	森林経営委託契約とはどのような契約か？	森林経営計画の期間内において、造林、保育及び伐採といった施業に必要な立木竹の育成が委任されていることに加え、森林の保護に関する事項も記載されていることが必要となります。 なお、森林経営委託契約は将来的には信託等による質の高い経営を目指すこととされていますが、当面、施業提案等により森林所有者の意向を確認しながら施業を行うことも可能です。
5	共同で計画を作成する場合、計画書作成方法の取扱いは？	森林経営計画を共同で作成する場合、計画書式「4森林経営の共同化に関する事項」は、認定請求者で協議の上、まとめた内容で記載する必要がありますが、その他の事項は、各認定所有者毎に別々に記載することも可能とされており、計画書全体を取りまとめる必要はありません。
6	共同で計画を作成した場合、認定基準の取扱いは？	共同による認定請求に係る認定基準の遵守義務は、共同の認定請求者全体にかかることとなります。(連帯責任) ただし、共同計画の中に属人計画又は区域計画作成者が参加している場合は、これを除いた認定請求者に遵守義務が生じることとなります。
7	林班又は複数林班の2分の1とした理由は？	原則として1つの林班に2つ以上の計画が作成されることがないようにするために定められた要件です。 (隣接する複数林班で2分の1を満たす場合は、1つの林班に2つ以上の計画を作成するケースもあり得ます。)

	問	答
8	森林所有者等は、施業の実施を予定する森林のみ計画対象森林とすればよいか？	森林の公益的機能を十分に発揮させる観点から、施業の実施を予定する森林だけでなく、天然林等も含めて、対象森林内に所有し、又は森林経営の委託を受けた森林はすべて計画に参加させなければいけません。
9	属人計画又は区域計画の作成森林のうち、林班計画が作成可能な森林は必ず林班計画に参加しなければいけないのか？	林班計画を作成する森林所有者等から申し出があった場合、林班計画への参加は必須となります。 ただし、森林経営の方針が一致しない等の場合は、その限りではない。
10	計画作成に使用する林齢はいつ時点のものを使用すれば良いか？	計画作成に使用する林齢は、計画認定請求時点を使用しますので、森林簿情報を使用する場合、地域森林計画の樹立年度を考慮し補正が必要となります。
11	実施基準に定められる間伐の実績として算入できるのは？	間伐の実績として算入できるのは、地域森林計画及び市町村森林整備計画に定められる間伐が該当します。 したがって、事業の別及び搬出・切り捨ての別は問いません。 なお、間伐の実績に算入するためには、間伐対象森林に含める必要があります。（「Ⅵ 森林経営計画の間伐対象森林について」を参照）

森林経営計画作成の手引き更新状況

	作成年月	備考
Ver. 1	平成 27 年 3 月	初版
Ver. 2	平成 29 年 4 月	森林法の一部を改正する法律の施行に伴う、鳥獣害の防止関係の追加

【問い合わせ先】

森林企画課林業企画班 [TEL:083-933-3464](tel:083-933-3464) FAX:083-933-3479